

平成 31 年度後期（第 11 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「香川地域活性化グローバル人材育成プログラム」
募 集 要 項

香川県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「香川地域人材育成コース協議会」では、平成 31 年度後期（第 11 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

＜官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について＞

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、2020 年までに我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、「産業界を中心に社会で求められる人材」、「世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材」の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」に焦点を当てた留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生のネットワークを形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びによる育成を焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留

学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローカル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（原則として都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

機構は、採択された地域事業に対し、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前・事後研修等に参加することになります。

本要項は、香川県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する香川地域人材育成コース協議会（以下「本協議会」という。）が実施する香川地域活性化グローカル人材育成プログラム（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本事業は、香川県の産学官が一体となって目指している、県の各種産業の発展に欠かせない人材を育成することを目的とします。

海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」を焦点にした留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な留学生のネットワーク（以下「派遣留学生ネットワーク」という。）を形成し、海外市場も視野に入れて諸外国の人びとの交渉や交流に足る幅広い教養と、自分の強みや個性を活かした実務面での国際業務を担えるグローバル・スペシャリストの育成を目指します。

※実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラーニン

グに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動) のことをいいます。

2. 事業の概要

本事業は、香川県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）及び香川県内と他県にキャンパスをもつ大学等に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（事前オリエンテーション・事後報告会）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生ネットワークの提供を行います。さらに本事業では、地域人材育成の観点から、留学前後のいずれか又は両方の期間、20日間以上の香川県内企業等でのインターンシップを行います。

卒業後、本事業でのインターンシップ及び留学経験をもとに、就職後も香川県の魅力を世界に発信し、県の国際化をリードできるリーダーシップを身につける意欲ある学生で、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) 香川県の各種産業等の発展を通じて、将来、地域に定着して地域の活性化に貢献したいという強い意欲を有する人材
- (3) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (4) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独

自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等) に主体的に参画する人材

- (5) 本制度で実施する事前オリエンテーション・事後報告会や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材

4. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、香川県の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）及び他県にキャンパスをもつ大学等に在籍する日本人学生等で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>

① プログラムのテーマ

県の産業発展に欠かせない人材を育てるため、香川県が定める「香川県産業成長戦略」において成長のエンジンとなる6分野や5つの重点産業テーマに関わる留学を支援します。

【成長のエンジンとなる6分野】

- ・ 地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野
- ・ 健康関連分野
- ・ 先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野
- ・ エネルギー・環境関連分野
- ・ 高品質な農産物づくり分野
- ・ 観光関連分野

【5つの重点産業テーマ】

- ・ 希少糖産業
- ・ オリーブ産業
- ・ かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）関連産業
- ・ ものづくり産業
- ・ アート産業

上記の分野やテーマにおいて、産業発展の課題を独自の視点で指摘したうえでその課題克服のための具体的な留学計画を自ら設計してください。

ただし、地域協議会が、香川県の地域活性化との密接なつながりがあると認める場合は、これら以外の分野やテーマの留学計画を申請することは可能です。

②事前オリエンテーション：平成 31 年（2019 年）6 月下旬～7 月のうち 1 日で実施予定

場所：香川県内のいずれかの大学等（予定）

③地域内インターンシップ：

（事前インターンシップ）平成 31 年 8 月～9 月、又は留学開始前

（事後インターンシップ）派遣留学生の留学後できるだけ早い時期

※インターンシップの受入企業及び時期は、留学内容を踏まえ受入企業等、派遣留学生及び在籍大学等、地域コーディネーターの協議により決定します。

※インターンシップの期間は、合計 20 日間以上が必須です。

④海外留学

留学期間：本プログラムでは、3 か月以上の留学を推奨していますが、本制度の申請要件である 28 日以上 1 年以内の期間も可能です。

留学先：留学先地域については、高松市が姉妹都市提携をしている都市のあるアメリカ合衆国やフランスのほか、東南アジア諸国を想定していますが、必ずしも限定されるものではありません。複数の国で実践活動を積む留学でも構いません。

⑤事後報告会：事後インターンシップ終了後できるだけ早い時期

※海外への渡航経験が少ない学生（目安：海外累計滞在日数が半月程度以内）を対象に「海外初チャレンジ応援枠」を設け、支援予定人数全体のうち 2 割程度は、同枠の学生を支援することを予定しています。

<日本代表プログラム>

・事前及び事後研修（各 1 回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

①平成 31 年(2019 年) 8 月 10 日から平成 32 年(2020 年) 3 月 31 日までの間に外国において留学が開始される（渡航日ではなく、プログラム開始日となります。）計画

※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。

②外国における留学期間が 28 日以上 1 年以内（3 か月以上推奨）の計画

※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

※留学期間終了後、1 か月以内に帰国する必要があります。

③留学先における各受入機関（以下「留学先機関」という。）がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。

④日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画

⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

⑥留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上の、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

以上に該当する地域ではない計画

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本事業の審査は“県の各種産業の発展に欠かせない人材”、“グローバルとローカルの視点を併せ持つ、地域に定着する意欲のあるグローバル人材”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

審査は、応募申請書類による書類審査と面接審査によって行われます。全応募者に対して書類審査と面接審査を実施します。

審査の観点は以下の通りです。

(1) 求める人材 本要項の「3. 求める人材像」で示す人材であること。

(2) 学修活動（実践活動を含む。以下同じ。）計画

1) 学修活動の目的、達成目標

①明確な目的、達成目標の設定

・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

②達成目標の適切性

・学修活動の達成目標が適切に設定されていること。

2) 学修活動の内容（計画の妥当性）

①学修活動の目的、達成目標との整合性、妥当性

・学修活動の計画の内容やスケジュールが、学修活動の目的や目標を達成するに当たって適切であること。

・学修活動の計画が、本事業の趣旨に応じた内容であること。

②学修の成果及びその測定方法

・留学による学修の成果及びその測定方法の内容が、留学中の学修活動からみて適切であること（留学による単位取得の状況等。）

3) 学修活動の発展性

・学修活動により得た成果を、将来的に香川の産業界を中心に活用できるようなビジョン、取組があること。

4) 留学計画の実現可能性

- ・学修活動の実現可能性が高い計画であること。
- ※留学先機関の受入れ許可証等や留学先機関との受入に係る進捗状況がわかるメール文等、留学計画の実現性を証明できる文書の写しがある際には加点対象とします。
- ・留学準備の内容やスケジュールが、留学計画を実現するに当たり適切であること。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙 1－1、別紙 1－2、別紙 2 を参照。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

8. 支援予定人数

5名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の 1 割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(10)に掲げる要件を**全て満たす学生**になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※家計基準の判定は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日時点の学籍身分（見込）で行ってください。

在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。

※詳細は別紙 1－1 及び別紙 1－2 を参照してください。

- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。

- (7) 平成31年（2019年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

- (8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能ですが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

- (9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。

- (10) 本制度の平成31年度後期（第11期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び平成31年度（第5期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示したURLから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進**

めてください。

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

- (1) 香川地域人材育成コース協議会 香川地域活性化グローバル人材育成プログラムホームページ

URL : <https://www.kagawa-u.ac.jp/tobitate/>

- (2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①平成31年度後期（第11期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）

②自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

- (3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：平成31年(2019年)4月19日(金)17時必着(予定)

書面審査（一次審査）：平成31年(2019年)5月上旬

本事業への応募学生は全員面接審査（二次審査）を受けるため、書面審査結果については改めて通知しません。面接審査の日程等詳細については在籍大学を通じて別途ご連絡します。

面接審査（二次審査）：平成31年(2019年)5月11日(土)または12日(日)(予定)

場所：香川県内の大学（予定）

審査方法：個人面接審査、グループディスカッション及び
プレゼンテーション審査

※面接審査の日時については原則として変更できません。

※場所は確定次第、文書等にて連絡します。

※面接審査に伴う旅費等は、応募学生の自己負担とします。

採否結果の通知 : 平成 31 年(2019 年) 6 月中旬

事前オリエンテーション : 平成 31 年(2019 年) 7 月のうち 1 日で実施予定

香川地域壮行会 : 平成 31 年(2019 年) 8 月上旬 (予定)

事前インターンシップ : 平成 31 年(2019 年) 7 月～8 月 (事前事後合わせて 20 日以上)

日本代表プログラムの事前研修 (1 泊 2 日) :

平成 31 年(2019 年) 8 月～12 月に留学を開始する派遣留学生

関東会場 (予定)

①平成 31 年(2019 年) 7 月 29 日 (月)、30 日 (火)

②平成 31 年(2019 年) 7 月 31 日 (水)、8 月 1 日 (木)

③平成 31 年(2019 年) 8 月 3 日 (土)、8 月 4 日 (日)

④平成 31 年(2019 年) 8 月 5 日 (月)、8 月 6 日 (火)

関西会場 (予定)

⑤平成 31 年(2019 年) 8 月 8 日 (木)、9 日 (金)

平成 32 年(2020 年) 1 月～3 月に留学を開始する派遣留学生

関東会場 (予定)

⑥平成 31 年(2019 年) 12 月

※①～⑥のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始 : 平成 31 年(2019 年) 8 月 10 日 (土) 以降

事後インターンシップ : 留学終了後できるだけ早い時期 (事前事後合わせて 20 日以上)

事後報告会 : 留学終了のタイミングに合わせて実施

13. 日本代表プログラムの事後研修への参加と留学状況報告書の提出 (留学終了後)

派遣留学生は、原則として帰国後 1 年以内に、年 10 回程度 (3 月、7 月、9 月、12 月予定) 開催する日本代表プログラムの事後研修 (2 日間) のいずれか 1 回に参加する必要があります。また、日本代表プログラムの事後研修参加後 1 か月以内に「留学状況報告書」を在籍大学等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼ

すことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のあ

る事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト 留学大図鑑

<https://tobitate.jasso.go.jp/zukan/>

17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 （学校担当者専用）

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

香川地域人材育成コース協議会事務局

（香川大学国際グループ内）

【住所】 〒760-8523 香川県高松市幸町1番1号

【メール】 kokusai-jp@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

【電話】 087-832-1148 （FAX：087-832-1192）

【問合せ対応時間】 平日9時～17時（12～13時を除く）